

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八潮市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

生活保護に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県 八潮市長

公表日

令和6年1月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として生活保護に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。)に従い、以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>① 生活に困窮する世帯の相談、申請、受付、申請情報の記録、調査 ② 生活保護の決定及び各種扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の実施 ③ 職権による生活保護の開始若しくは変更 ④ 生活保護の停止若しくは自立及び死亡による廃止 ⑤ 不適正に支給された保護費の返還及び徴収の決定 ⑥ 対象者の申請に基づく就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑦ 資料の提供等の求め ⑧ 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑨ 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑩ 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ⑪ 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</p>
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 連携ユニット 5. 統合専用端末
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の15の項 第19条6号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 第10号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の各項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護」が含まれる項(26の項)</p> <p>※「生活保護関係情報」:生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第8条・第9条・第11条・第12条・第13条・第14条・第17条・第19条・第20条・第21条・第22条・第23条・第24条・第25条・第26条の4・第27条・第28条・第32条・第33条・第35条・第39条・第44条・第47条・第48条・第52条・第53条・第55条・第58条・第59条の2の2及び第59条の3</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八潮市健康福祉部社会福祉課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	公表日	平成27年2月10日	平成28年3月25日	事後	
平成28年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の根拠	(新規記載)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第8条・第9条・第11条・第12条・第17条・第19条・第20条・第21条・第22条・第28条・第32条・第33条・第35条・第39条・第44条・第47条・第52条・第53条・第55条 (命令における情報照会の根拠) 第19条	事後	
平成28年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	
平成28年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	
平成29年7月31日	公表日	平成28年3月25日	平成29年6月5日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 番号法においては、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に使用する。	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として生活保護に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。)に従い、以下の事務で取り扱うこととする。 ① 生活に困窮する世帯の相談、申請、受付、申請情報の記録、調査 ② 生活保護の決定及び各種扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の実施 ③ 職権による生活保護の開始若しくは変更 ④ 生活保護の停止若しくは廃止 ⑤ 不適正に支給された保護費の返還及び徴収の決定 ⑥ 対象者の申請に基づく就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑦ 資料の提供等の求め	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム	1. 生活保護システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 連携ユニット	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 第9号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府 県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に 「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、1 4、16、24、26、27、28、30、31、50、54、 61、62、64、70、87、90、94、104、106、 108、116、120の各項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府 県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活 保護」が含まれる項(26の項)</p> <p>※「生活保護関係情報」:生活保護法による保 護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関 する情報(以下「生活保護関係情報」という。) であって主務省令で定めるもの</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第8条・第9条・第11条・第12条・第17条・第 19条・第20条・第21条・第22条・第28条・第 32条・第33条・第35条・第39条・第44条・第 47条・第52条・第53条・第55条</p> <p>(命令における情報照会の根拠) 第19条</p>	<p>番号法第19条第7号 第9号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府 県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に 「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、1 4、16、20、24、26、27、28、30、31、38、 50、53、54、61、62、64、70、87、90、9 4、104、106、108、116、120の各項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府 県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活 保護」が含まれる項(26の項)</p> <p>※「生活保護関係情報」:生活保護法による保 護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関 する情報(以下「生活保護関係情報」という。) であって主務省令で定めるもの</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第8条・第9条・第11条・第12条・第17条・第 19条・第20条・第21条・第22条・第24条・第 27条・第28条・第32条・第33条・第35条・第 39条・第44条・第47条・第52条・第53条・第 55条</p> <p>(命令における情報照会の根拠) 第19条</p>	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	社会福祉課長 柳澤 徹	社会福祉課長 津村 哲郎	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	八潮市まちづくり企画部総務人事課 〒340- 8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎ 048-996-2111	八潮市総務部総務人事課 〒340-8588 埼玉 県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996- 2111	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 請求先	八潮市まちづくり企画部企画経営課 〒340- 8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎ 048-996-2111	八潮市企画財政部企画経営課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048- 996-2111	事後	
平成29年7月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成29年7月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成30年5月21日	公表日	平成29年6月5日	平成30年7月17日	事後	
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	ふれあい福祉部 社会福祉課	健康福祉部 社会福祉課	事後	
平成30年5月21日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	社会福祉課長 津村 哲郎	社会福祉課長 鈴木 浩	事後	
平成30年5月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	
平成30年5月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	公表日	平成30年7月17日	令和元年6月28日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 第9号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府 県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に 「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、1 4、16、20、24、26、27、28、30、31、38、 50、53、54、61、62、64、70、87、90、9 4、104、106、108、116、120の各項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府 県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活 保護」が含まれる項(26の項)</p> <p>※「生活保護関係情報」:生活保護法による保 護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関 する情報(以下「生活保護関係情報」という。) であって主務省令で定めるもの</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第8条・第9条・第11条・第12条・第17条・第 19条・第20条・第21条・第22条・第24条・第 27条・第28条・第32条・第33条・第35条・第 39条・第44条・第47条・第52条・第53条・第 55条</p> <p>(命令における情報照会の根拠) 第19条</p>	<p>番号法第19条第7号 第9号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府 県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に 「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、1 4、16、18、20、21、24、26、27、28、30、 31、37、38、50、53、54、61、62、64、7 0、87、90、94、104、106、108、116、11 9の各項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府 県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活 保護」が含まれる項(26の項)</p> <p>※「生活保護関係情報」:生活保護法による保 護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関 する情報(以下「生活保護関係情報」という。) であって主務省令で定めるもの</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第8条・第9条・第11条・第12条・第14条・第 17条・第19条・第20条・第21条・第22条・第 23条・第24条・第26条の4・第27条・第28 条・第32条・第33条・第35条・第39条・第44 条・第47条・第52条・第53条・第55条・第59 条の2及び第59条の3</p> <p>(命令における情報照会の根拠) 第19条</p>	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	社会福祉課長 鈴木 浩	社会福祉課長	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	様式変更に伴う新規追加	事後	
令和2年8月31日	公表日	令和元年6月28日			
令和2年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 第9号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府 県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に 「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、1 4、16、18、20、21、24、26、27、28、30、 31、37、38、50、53、54、61、62、64、7 0、87、90、94、104、106、108、116、11 9の各項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府 県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活 保護」が含まれる項(26の項)</p> <p>※「生活保護関係情報」:生活保護法による保 護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関 する情報(以下「生活保護関係情報」という。) であって主務省令で定めるもの</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第8条・第9条・第11条・第12条・第14条・第 17条・第19条・第20条・第21条・第22条・第 23条・第24条・第26条の4・第27条・第28 条・第32条・第33条・第35条・第39条・第44 条・第47条・第52条・第53条・第55条・第59 条の2及び第59条の3</p> <p>(命令における情報照会の根拠) 第19条</p>	<p>番号法第19条第7号 第9号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府 県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に 「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、1 4、16、18、20、21、24、26、27、28、30、 31、37、38、42、50、53、54、61、62、6 4、70、87、90、94、104、106、108、11 6、120の各項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府 県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活 保護」が含まれる項(26の項)</p> <p>※「生活保護関係情報」:生活保護法による保 護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関 する情報(以下「生活保護関係情報」という。) であって主務省令で定めるもの</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第8条・第9条・第11条・第12条・第13条・第 14条・第17条・第19条・第20条・第21条・第 22条・第23条・第24条・第25条・第26条の 4・第27条・第28条・第32条・第33条・第35 条・第39条・第44条・第47条・第52条・第53 条・第55条・第59条の2及び第59条の3</p> <p>(命令における情報照会の根拠) 第19条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 第9号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府 県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に 「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、1 4、16、18、20、21、24、26、27、28、30、 31、37、38、42、50、53、54、61、62、6 4、70、87、90、94、104、106、108、11 6、120の各項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府 県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活 保護」が含まれる項(26の項)</p> <p>※「生活保護関係情報」:生活保護法による保 護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関 する情報(以下「生活保護関係情報」という。) であって主務省令で定めるもの</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第8条・第9条・第11条・第12条・第13条・第 14条・第17条・第19条・第20条・第21条・第 22条・第23条・第24条・第25条・第26条の 4・第27条・第28条・第32条・第33条・第35 条・第39条・第44条・第47条・第52条・第53 条・第55条・第59条の2及び第59条の3</p> <p>(命令における情報照会の根拠) 第19条</p>	<p>番号法第19条第8号 第10号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府 県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に 「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、1 4、16、18、20、21、24、26、27、28、30、 31、37、38、42、50、53、54、61、62、6 4、70、87、90、94、104、106、108、11 6、120の各項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府 県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活 保護」が含まれる項(26の項)</p> <p>※「生活保護関係情報」:生活保護法による保 護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関 する情報(以下「生活保護関係情報」という。) であって主務省令で定めるもの</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第8条・第9条・第11条・第12条・第13条・第 14条・第17条・第19条・第20条・第21条・第 22条・第23条・第24条・第25条・第26条の 4・第27条・第28条・第32条・第33条・第35 条・第39条・第44条・第47条・第52条・第53 条・第55条・第59条の2の2及び第59条の3</p> <p>(命令における情報照会の根拠) 第19条</p>	事前	令和3年9月1日番号法の改 正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 請求先	八潮市企画財政部企画経営課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048- 996-2111	八潮市健康福祉部社会福祉課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048- 996-2111	事後	
令和3年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	
令和4年7月7日	公表日			事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 第10号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府 県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に 「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、1 4、16、18、20、21、24、26、27、28、30、 31、37、38、42、50、53、54、61、62、6 4、70、87、90、94、104、106、108、11 6、120の各項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府 県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活 保護」が含まれる項(26の項)</p> <p>※「生活保護関係情報」:生活保護法による保 護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関 する情報(以下「生活保護関係情報」という。) であって主務省令で定めるもの</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第8条・第9条・第11条・第12条・第13条・第 14条・第17条・第19条・第20条・第21条・第 22条・第23条・第24条・第25条・第26条の 4・第27条・第28条・第32条・第33条・第35 条・第39条・第44条・第47条・第52条・第53 条・第55条・第59条の2の2及び第59条の3</p> <p>(命令における情報照会の根拠) 第19条</p>	<p>番号法第19条第8号 第10号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府 県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に 「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、1 4、16、18、20、24、26、27、28、30、31、 37、38、42、50、53、54、61、62、64、7 0、87、90、94、104、106、108、113、11 6、120の各項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府 県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活 保護」が含まれる項(26の項)</p> <p>※「生活保護関係情報」:生活保護法による保 護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関 する情報(以下「生活保護関係情報」という。) であって主務省令で定めるもの</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第8条・第9条・第11条・第12条・第13条・第 14条・第17条・第19条・第20条・第21条・第 22条・第23条・第24条・第25条・第26条の 4・第27条・第28条・第32条・第33条・第35 条・第39条・第44条・第44条の4項・第47 条・第52条・第53条・第55条・第58条・第59 条の2の2及び第59条の3</p>	事後	
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和5年7月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	
令和5年7月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>“生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として生活保護に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。)に従い、以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>① 生活に困窮する世帯の相談、申請、受付、申請情報の記録、調査 ② 生活保護の決定及び各種扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の実施 ③ 職権による生活保護の開始若しくは変更 ④ 生活保護の停止若しくは自立及び死亡による廃止 ⑤ 不適正に支給された保護費の返還及び徴収の決定 ⑥ 対象者の申請に基づく就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑦ 資料の提供等の求め</p> <p>”</p>	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として生活保護に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。)に従い、以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>① 生活に困窮する世帯の相談、申請、受付、申請情報の記録、調査 ② 生活保護の決定及び各種扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の実施 ③ 職権による生活保護の開始若しくは変更 ④ 生活保護の停止若しくは自立及び死亡による廃止 ⑤ 不適正に支給された保護費の返還及び徴収の決定 ⑥ 対象者の申請に基づく就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑦ 資料の提供等の求め ⑧ 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑨ 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑩ 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p>	事前	
令和5年8月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 連携ユニット	1. 生活保護システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 連携ユニット 5. 統合専用端末	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の15の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令 第15条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の15の項 第19条 6号 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令 第15条	事前	
令和5年8月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求	八潮市総務部総務人事課 〒340-8588 埼玉 県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996- 2111	八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八 潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として生活保護に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。)に従い、以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>① 生活に困窮する世帯の相談、申請、受付、申請情報の記録、調査</p> <p>② 生活保護の決定及び各種扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の実施</p> <p>③ 職権による生活保護の開始若しくは変更</p> <p>④ 生活保護の停止若しくは自立及び死亡による廃止</p> <p>⑤ 不適正に支給された保護費の返還及び徴収の決定</p> <p>⑥ 対象者の申請に基づく就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査</p> <p>⑦ 資料の提供等の求め</p> <p>⑧ 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</p> <p>⑨ 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</p> <p>⑩ 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p>	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として生活保護に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。)に従い、以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>① 生活に困窮する世帯の相談、申請、受付、申請情報の記録、調査</p> <p>② 生活保護の決定及び各種扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の実施</p> <p>③ 職権による生活保護の開始若しくは変更</p> <p>④ 生活保護の停止若しくは自立及び死亡による廃止</p> <p>⑤ 不適正に支給された保護費の返還及び徴収の決定</p> <p>⑥ 対象者の申請に基づく就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査</p> <p>⑦ 資料の提供等の求め</p> <p>⑧ 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</p> <p>⑨ 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</p> <p>⑩ 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p> <p>⑪ 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</p>	事前	